

令和 5 年度

# 長野県地域防災計画修正概要



令和 6 年 3 月 長野県防災会議

# 【はじめに】 長野県地域防災計画について

災害対策基本法及び国の防災基本計画に基づき、  
県の実情に即して、県や関係機関等の防災に関する  
対応の基本的な事項について定める計画。長野  
県防災会議において作成。

昭和38年3月22日作成、今回で59回目の修正

# 【はじめに】 長野県地域防災計画の構成

- ① 風水害対策編（約400頁）
- ② 震災対策編（約250頁）
- ③ 火山災害対策編（約170頁）
- ④ 原子力災害対策編（約20頁）
- ⑤ その他災害対策編（約120頁）  
（雪害/航空災害/道路災害/鉄道災害/危険物等災害/  
大規模な火事災害/林野火災）

# 修正項目

多様な主体と連携した被災者支援

県民への情報伝達

その他 ～最近の施策の進展等・関連する法律の改正を踏まえた修正～

<修正までの経過>

◆障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法施行 R4.5

◆緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級追加 R5.2

◆災害ケースマネジメント実施の手引き（内閣府）公表 R5.3

◆防災基本計画修正 R5.5

- 長野県災害時支援ネットワーク等の**災害中間支援組織**  
(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)との  
**協力**及びその**機能強化**、行政・社会福祉協議会・NPO等  
との**三者連携**について記載

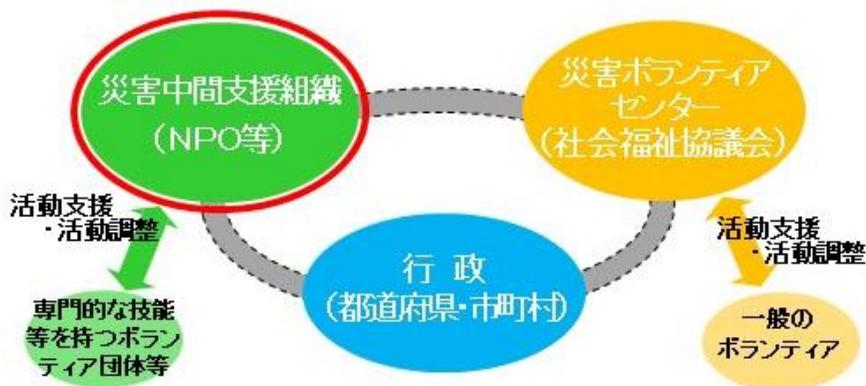
(参考) 長野県災害時支援ネットワーク (N-net) と県の連携

- R30.1～ 「災害時の連携を考える長野フォーラム」開催 (年1回)  
R4.7～11 「避難所の食の支援に関する意見交換会」連携して開催  
R5.5～ 「官民連携による被災者支援体制整備」モデル事業実施  
R5.9.1 県地震総合訓練において、被災者支援のNPO等と連携  
した災害対応訓練を実施

# (参考) 「官民連携による被災者支援体制構築」モデル事業

- 内閣府では、災害が激甚化・頻発化する中、官民連携による被災者支援の取組強化を図るため、**令和5年度から「災害中間支援組織」の設置・機能強化等を支援するための新たなモデル事業を開始**
- 「災害中間支援組織」の設置・機能強化等に関し、**必要な知見・ノウハウ等の把握・収集において参考となる8県を選定**し、JVOAD（全国域の災害中間支援組織）の協力も得ながら、各県でモデル事業を展開

## 官民連携（三者連携）の体制



平時：関係者と意見交換等を行うなど顔の見える関係を構築  
 発災時：情報共有会議を開催するなど被害状況の把握、被災者支援の情報共有・活動調整等を実施

- 官民連携（三者連携）による被災者支援の充実・強化を図る上で、**NPO・ボランティア団体等の活動支援や活動調整を行う「災害中間支援組織」の役割が重要**
- 現在、**19の都道府県**で災害中間支援組織が活動中（R5.4現在）
- 内閣府としては、**全ての都道府県に災害中間支援組織を設置すべく、JVOAD（全国域の災害中間支援組織）とも連携し、令和5年度から、災害中間支援組織の設置・機能強化等に向けたモデル事業を開始**

## モデル事業（令和5年度）

### モデル事業実施県

- 岩手県※○長野県※ ○愛知県 ○三重県※
- 岡山県※ ○香川県 ○徳島県 ○佐賀県※ の8県

（注）「※」は、災害中間支援組織が活動している県

### モデル事業の主な取組

- ・行政や民間団体等との官民連絡会の立上げ
- ・官民連携促進イベント（シンポジウム等の開催）
- ・行政・民間団体等との訓練
- ・自治体職員や地域住民に対する研修
- ・先進的な取組地域等への視察
- ・県内防災関係団体の現状調査（ほか）

### 【モデル事業のイメージ】



行政や民間団体等との官民連絡会の立上げ



行政と民間団体等との訓練



官民連携促進イベント（シンポジウム・フォーラム等の開催）



○過去の災害において、**災害ボランティアセンター**の設置場所の選定に手間取った事例を踏まえ、災害時における**官民連携体制の強化**を図るため、以下の内容を記載

- ① 災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担をあらかじめ定めること
- ② 災害ボランティアセンターの設置予定場所をあらかじめ明確化すること

# 災害ケースマネジメントなどの 被災者支援の仕組みの整備

多様な主体と連携した  
被災者支援

- 「**災害ケースマネジメント**実施の手引き」(内閣府)が公表されたことを踏まえ、**被災者に対するきめ細やかな支援**の仕組みの整備、**被災者支援のための人材育成**制度の整備等について記載

## ※災害ケースマネジメント

一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組

## 【本県における過去の取組事例】

令和元年東日本台風災害の際には、「長野県生活支援・地域ささえあいセンター」を社会福祉協議会が運営し、仮設住宅等で生活する世帯の訪問・見守り活動を実施

# (参考) 災害ケースマネジメントの全体像

	平時	発災直後 ～避難所運営段階	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階	応急仮設住宅 供与段階以降
被災者の生活		避難所		応急仮設住宅 災害公営住宅
		在宅避難		
支援体制等	実施体制の検討・構築 (市町村内)	支援関係機関、NPO等との連携		
	計画等への位置づけ	人材確保・育成、研修実施		
		災害ボランティアセンター設置・運営	支援拠点の設置・運営	
			被災者台帳作成・活用	
			罹災証明書発行	
被災者支援	アウトリーチ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主な目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・応急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の把握</li> <li>・生活再建に向けた支援情報の適切な周知 (罹災証明書の発行等)</li> </ul> </li> <li>○対象                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難所避難者、在宅避難者</li> </ul> </li> </ul> <p>→応急的な対応が必要な被災者については、医療や保健、福祉につなぎ、災害関連死を防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主な目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まいの再建、日常生活の自立にあたっての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握</li> </ul> </li> <li>○対象                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該災害の被災者 (全数調査が望ましい)</li> </ul> </li> </ul> <p>→アウトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主な目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援</li> </ul> </li> <li>○対象                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設住宅入居者、在宅被災者等</li> </ul> </li> </ul> <p>→アウトリーチで得られた情報を踏まえ、適宜アセスメントを見直し</p>
	災害ケースマネジメント ケース会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>※必要に応じて開催</li> <li>※応急的に対応が必要な被災者を医療・福祉等の支援につなぐことが重要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討</li> </ul> </li> <li>○参加者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・アウトリーチ結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討</li> </ul> </li> <li>○参加者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政内関連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等</li> </ul> </li> </ul>
	支援へのつなぎ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて、適切な支援先へのつなぎ等支援を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な支援先へのつなぎ等支援を実施</li> <li>・次の生活への移行等、避難所で生活する被災者への支援を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な支援先へのつなぎ等支援を実施</li> <li>→行政内関連部局、支援関係機関、士業団体、NPO等</li> </ul>
	災害ケースマネジメント 情報連携会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者支援の全体状況の共有</li> <li>・避難所運営や要対応者への対応状況、全体的な方針等の共有</li> </ul> </li> <li>○参加者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政内関連部局、災害ボランティアセンター、支援関係機関、NPO等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有</li> </ul> </li> <li>○参加者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○目的                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有</li> </ul> </li> <li>○参加者                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政内関連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等</li> </ul> </li> </ul>



- 気象庁が発表する緊急地震速報の発表基準に**長周期地震動階級**が追加されたことを踏まえ、県民に伝達する地震情報に追記

## ※長周期地震動

- 大きな地震が発生したときに生じる、周期（1往復するのにかかる時間）が長い揺れのこと
  - （特徴1）高いビルを長時間にわたって大きく揺らす
  - （特徴2）遠くまで伝わりやすい性質がある
- 高いビルでの長周期地震動による揺れの大きさは震度ではわからないため、「長周期地震動階級」という目安で表す。
- 令和5年2月1日より緊急地震速報の発表基準に長周期地震動階級が追加された。

# (参考) 長周期地震動階級の解説

## 階級1

- 室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。
- ブラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。



## 階級2

- 室内で大きな揺れを感じ、物につかまりたいと感じる。物につかまらないう歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。
- キャスター付きの家具類等がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。



## 階級3

- 立っていることが困難になる。
- キャスター付きの家具類等が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。



## 階級4

- 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされる。
- キャスター付きの家具類等が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。



- **障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律**（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行を踏まえ、以下の内容を記載

- ① 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得できるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずること
- ② 障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずること

## その他 ～最近の施策の進展等・関連する法令の改正を踏まえた修正～

### ○デジタル技術の活用

→被災者台帳、避難行動要支援者名簿の作成等への  
デジタル技術の活用

### ○所有者不明土地法の改正

→所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の  
整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の  
管理不全状態の解消等、法に基づく措置を活用した  
防災対策の推進

#### ※所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法

所有者不明土地が東日本大震災の復旧・復興事業などの妨げとなっていたことを契機に、平成30年に制定。令和4年の改正において、所有者不明土地を公益性の高い施設として活用する「地域福利増進事業」の対象事業に、備蓄倉庫等の災害対策に関する施設等の整備が追加されるとともに、法の目的に「管理の適正化」が位置付けられた。

## その他 ～関連する法令の改正を踏まえた修正～

- **緊急通行車両標章等交付**の制度変更  
→ 災害対策基本法施行令等の改正により指定行政機関等の車両については、**災害発生前**でも緊急通行車両標章等の交付が可能に

<改正前>

事前届出 → 届出済証交付 → **災害発生** → 標章等交付 → 通行

<改正後>

確認申出 → 標章等交付 → **災害発生** → 通行

- **新型コロナウイルス感染症**の感染症法の位置づけの変更  
→ 5類感染症への引下げに伴う内容の見直し